

学校不登校対応方針



枚方市立長尾中学校

令和7年4月

I. 不登校対応・支援に関する基本的な考え方

(1) 不登校とは

○不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

(2) 支援に対する基本的な考え方

- ◆「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある
- ◆主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う
- ◆児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要である
- ◆児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行う
- ◆不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠である

Ⅱ. 長尾中学校 不登校対応方針

学校対応

連携対応

レベル1 欠席した場合

欠席理由が不明瞭な場合、学校から電話連絡を行います

- ☐欠席理由
- ☐医療機関への受診の有無について
- ☐次の登校時の連絡などを行います
- ※場合によっては家庭訪問等で確認することもあります

学級・学年・教科など、校内での情報共通を行います

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④部活動などの様子
- ⑤スクリーニングシート

不登校対策委員会で検討

チェック

保健室への来室状況なども有力な情報になります。

レベル2 連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が6～9日

家庭訪問を行います

- ☐子どもの表情・様子 ☐家庭環境
- ☐子どもの生活リズム ☐保護者の見立て
- ☐子どもの友人関係 ☐登校への意欲レベル
- ☐子どもと保護者の関係性
- などに注意しながらお子さまの様子を伺います

生徒指導・学年・委員会・SC・SSWとの連携を行います

- ①家庭環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容は、学校全体で共有します。

レベル3 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が取れる状態

① 学校とのつながりを切らない努力をします

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問を実施します
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談します

② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW等専門家相談へつなぐ
- ・別室対応（校内教育支援ルーム）

個別対応が行えるよう、校内体制の確保を行います

学校外の組織との連携

①教育支援センター「ルボ」

- ・学校を通さず直接家庭からの申込もできますが、登室状況はセンターと学校で情報共有を行い、子どもの支援を行います
- 枚方市教育文化センター別館1F（TEL：050-7102-3154）
- ・登室・訪問指導

②院内学級

③フリースクールなど

④その他必要に応じてつなぐ関係機関

- ・医療・診療内科（発達課題）・少年サポートセンター（非行）など

レベル4 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が困難な状態

① SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い目的意識を持って組織的に対応します

② 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的関係機関への通知や通告義務があることをお伝えさせていただきます

重大事案を想定した連携する関係機関

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	まるっとこどもセンター
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター

レベル5 年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へアプローチした記録はすべて残します

また、日々の学校対応を記録しています

- ・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。
- ・家庭訪問の際、手紙を投函しておく。 など

家庭と連絡が取れない状態、または家庭と連絡が取れても子どもにアプローチができない状態が続く場合には、子どもの命を守ることを最優先に考える対応を行います

重大事案に発展しないための緊急的な連携

- ①長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いがある場合は、管理職に相談し緊急的に関係諸機関と連携します。

→教育委員会へ通告書の写しを提出

→まるっとこどもセンターまたは中央子ども家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供

- ②学校対応について保護者から過度な要求がある場合。

→スクールロイヤーに相談します（教育委員会を通して）

不登校児童・生徒の状況は多様であり、本方針とは異なる個別の対応を行うこともあります。

Ⅲ. 支援の例

不登校支援については未然防止・早期発見・早期対応に努め、欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、きめ細やかで適切な対応を図るとともに、スクールカウンセラーや不登校支援協力員等と連携し、相談体制の充実、ICT 機器の活用を含む継続的な支援を行う。また、すべての生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子どもどうしの絆づくり等、魅力ある学校づくりを推進する。

長尾中学校 学校経営方針より

① スクールカウンセラー（SC）との連携

スクールカウンセリング

＜カウンセリング実施の概要＞

- ・実施日 毎週月曜日 9：30～
- ・場所 校内教育支援ルーム内「カウンセリングルーム」
- ・相談時間 生徒・・・原則授業時間外
保護者・・・SC との相談で決定

＜カウンセリング実施の手順＞

1. 原則として担任に申し出る。ただし、教頭、学年教師、養護教諭、支援学級担当、クラブ顧問等、担任以外を通じて要望することも可。
2. 担任または学年生徒指導担当から SC に連絡し、日程調整を行う。
3. 保護者・生徒本人への連絡、調整は原則として担任または学年生徒指導担当が行う。
4. 相談実施
5. 次回の予約（任意）※初回以降は、相談終了時に SC と次回以降の設定を行ってもよい。

② 家庭訪問による本人との面談・学習・登校刺激／保護者との面談

③ 枚方市教育支援センター「ルポ」との連携

④ 枚方市子ども家庭センター「まるっとこどもセンター」等関係機関、フリースクール等民間機関との連携

⑤ ICT 機器の活用（タブレットで連絡を継続的にとる、学習の仕方を確認する等）

⑥ 校内教育支援ルーム「校内ルポ」への登校

校内教育支援ルーム「校内ルポ」

<校内ルポの目的>

原則として教室へ行きにくい生徒に対する取り組みの一環として、教室内に入ることが難しいが別室に登校することができる生徒の自習の場として一時的に提供するものである。あくまでも自教室で学習できるようにすることが目標であり、カウンセリングルーム「校内ルポ」はその前段階の一つとして利用するものとする。

<支援体制>

- ・生徒指導主事 ・スクールカウンセラー ・児童・生徒支援コーディネーター
- ・教育支援ルーム指導員 ・学年教員

<入室のための手続き>

※手続き完了までの間は、学年で別室対応とする。（ただし、お試し対応なども必要に応じて可）

①担任に相談（本人・保護者）



②学年で対象生徒の校内ルポ利用を判断し、生徒指導部（不登校委員会）で議題に挙げる。

②' 長期欠席者は生徒指導部（不登校委員会）で検討し、担任から声をかけることもあります。

※その際、カウンセリングに関しては状況に応じて対応します。（入室後に行うなど）



③カウンセリングの予約を取る。



④スクールカウンセラーとの面談（本人・保護者）（できれば同時に）



⑤入室開始（様子を学年に連絡し、生指交流で共有）→SC との面談は継続

<入室の際の注意事項>

- ①スクールカウンセラーとの面談を定期的に行ってください。
本人＋保護者（月1程度）

2024年度よりルポ担当教員時間割を作成し職員全体で生徒を支える体制を整えている。

<1日の流れ（一例）>※自教室で活動できるかどうかの声かけは行います。

1. 登校は8：40～ 下校は自学年の終礼終了時までとする。
その時間内であれば本人の状況に応じて学年として自由に設定できる。
（できるだけ、学年の先生に登校・下校の報告を自分でする。）
2. 原則として、校時表に従いながら、「自主学習」を行う。

※生徒の状況に応じて相談や他の活動もあり得る。

3. 学校行事や学活など、参加できそうなときは自分のペースで参加する。
4. 掃除の時間は、校内教育支援ルームの掃除を行う。
5. 帰宅前に、1日の振り返りを連絡帳に記入する。

< 教室復帰への指針（例） >

		11	全て教室へ行く
*声かけはするが、本人に決めさせる。	10		午前だけ教室へ行く
	9		午後だけ教室へ行く
	8		自分ひとりで教室へ行く
	7		選択教科を増やし、教室へ行く
	6		参加できる教科や活動を選択し、教室へ行く
	5		友だちに迎えに来てもらって（教師と一緒に）教室へ行く（少しだけ）
	4		友だちにルポへ来てもらって、廊下で話す
	3		弁当を持ってきてルポで1日過ごす
	2		午前中か午後だけルポで過ごす
1			自分のペースで登校し、ルポで過ごし、下校する

VI. 組織体制

不登校支援対策委員会

○構成員

校長，教頭，首席，生徒指導主事，児童生徒支援コーディネーター
養護教諭，学年生徒指導担当，スクールカウンセラー

○主な活動

- ① 不登校の早期発見に関すること（情報共有，アンケート分析等）
- ② 不登校防止に関すること
- ③ 不登校支援に関すること
- ④ 不登校生徒への理解を深めること

○開催

週に1回を定例会とし，不登校事案発生時は緊急開催とし，必要に応じて
「不登校支援対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて，その対応にあたる。

学年主任，関係教員，支援教育コーディネーター，その他関係諸機関等専門家